

※ 色付きのセルを人刀してください。

被扶養者 認定 取消 申告書

裏面の記入方法をよく確認して記入してください。

1 申告者(組合員)について

組合員番号	(フリガナ)	所属所名	認定区分 (該当する区分に✓を入れる) ※
	組合員氏名		
		所属所コード	※認定を受けようとする者が複数いる場合は、認定区分ごとに申告書を分けて提出してください。(●認定時のみ)

2 認定を受けようとする者について

(フリガナ) 氏名 ●姓と名の間は1文字空けて記入	続柄 続柄コード	性別	生年月日				職業	年間収入 推計額	現住所 ●組合員と別居の場合のみ記入 (アパート・マンション号数等まで記入)	被扶養者の要件を備え 又は欠に至った理由 及び事実発生年月日	認定・取消理由 及び年月日	※ 共済組合処理欄 所属所では記入しないでください
			年号	年	月	日						
							円	〒				
個人番号申告書及び 資格確認書要否欄 ●認定時のみ	<input type="checkbox"/> 整理番号7添付	<input type="checkbox"/> 資格確認書発行要					円	<input type="checkbox"/> 国内居住要件の例外に該当	令和 年 月 日	令和 年 月 日		
							円	〒				
個人番号申告書及び 資格確認書要否欄 ●認定時のみ	<input type="checkbox"/> 整理番号7添付	<input type="checkbox"/> 資格確認書発行要					円	<input type="checkbox"/> 国内居住要件の例外に該当	令和 年 月 日	令和 年 月 日		
							円	〒				
個人番号申告書及び 資格確認書要否欄 ●認定時のみ	<input type="checkbox"/> 整理番号7添付	<input type="checkbox"/> 資格確認書発行要					円	<input type="checkbox"/> 国内居住要件の例外に該当	令和 年 月 日	令和 年 月 日		

※資格確認書の発行は、以下に該当する場合に限りです。

- ・マイナンバーカードを取得していない者、マイナンバーカードの返納者
- ・マイナンバーカードを保有しているが健康保険証利用登録を行っていない者、利用登録解除を申請した者、利用登録解除者
- ・マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れの者
- ・マイナ保険証での受診が困難で介助者等の第三者が同行して資格確認を補助する必要がある要配慮者

配偶者の基礎年金番号

4桁	6桁

入力	/
確認書	/
住基照会	/
住基確認	/
番号登録	/
お知らせ	/
マイナンバー	
国年3号	
70歳以上	
その他	

共済事務担当者	所属所文書受付印 ●組合員が申告書を提出した日に押印	上記のとおり申告します。 <input type="checkbox"/> マイナンバー(個人番号)による情報連携を利用します。※1 (他の公的医療保険制度における資格得喪関係書類の提出を省略できます。 ただし、通常の処理期間に加えて1週間程度の期間を要します。) なお、新規認定の場合は情報が取得できないことから書類の提出を求めることがあります。 公立学校共済組合鹿児島支部長 殿 令和 年 月 日 住所 申告者 (組合員) 氏名 電話番号 (- -)	上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。 <input type="checkbox"/> 認定を受けようとする者の住民票上の住所が国内にあることを確認しました。 (国内居住要件の例外に該当する者を除く) 国内居住要件を満たしていることを確認する書類(住民票の写し)の添付を省略することができます。 令和 年 月 日 〒 所属所所在地 所属所長 職・氏名 電話番号 (- -)
被扶養者の認定を受けようとするときは、被扶養者の要件を備える事実が生じた日から30日以内に申告してください。			

注1 続柄コード、性別、年号及び扶養手当受給の有無欄は、共済組合コード表によりコードで記入してください。また、取消申告のときは、被扶養者欄は朱書してください。
 2 年間収入推計額は、その者の恒常的な収入として見込まれる公的・私的年金収入、給与収入、自営業・農業等による事業収入、地代家賃・利子・配当等による資産収入、雇用保険法による失業給付及びその他の収入の推計額を記入してください。

3 次の書類等を併せて提出してください。

(1) 被扶養者の要件を備え又は欠くに至った理由及び事実発生年月日が確認できる書類(マイナンバー(個人番号)による情報連携を利用する場合、一部の書類は省略可)ただし、新規認定時は情報連携で取得できません。

(2) 住民票の写し(所属において認定対象者の住民票上の住所が国内にあることを確認した場合、省略可)【認定のみ】

(3) 資格確認書、被扶養者証、限度額適用認定証など共済組合から取消対象者へ交付されているすべての証等(返納すべき証等を紛失したときは組合員証等減失届〔整理番号3-2〕)【取消のみ】

(4) 国内居住要件の例外に該当することを確認できる書類【国内居住要件の例外に該当する者の認定の場合のみ】

(書類が外国語で作成されたものであるときは、その書類に翻訳者の署名がされた日本語の翻訳文を併せて添付してください。)

例外該当事由	確認書類(いずれかひとつで可)
① 外国において留学をする学生	査証(ビザ)、学生証、在学証明書、入学証明書等の写し
② 外国に赴任する組合員に同行する者	査証(ビザ)、海外赴任辞令、海外の公的機関が発行する居住証明書等の写し
③ 観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者	査証(ビザ)、ボランティア派遣機関の証明、ボランティアの参加同意書等の写し
④ 組合員が外国に赴任している間に当該組合員との身分関係が生じたものであって、②と同等と認められるもの	出生や婚姻等を証明する書類等の写し
⑤ 渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者	※個別に判断

(5) 個人番号申出書(整理番号7)【認定の場合のみ】

(以下(6)、(7)の書類については20歳以上60歳未満の配偶者のみ)

(6) 国民年金第3号被保険者関係届(他の公的医療保険制度への加入による取消しの場合に不要)

(7) 国民年金第3号被保険者の基礎年金番号が確認できる書類(年金手帳の写し、基礎年金番号通知書の写し等)【認定のみ】

参考 要件及び添付書類

【認定】普通認定

被扶養者の要件を備えた理由	主な提出書類
子の出生	不要
婚姻	婚姻届受理証明書又は戸籍抄本
退職	退職辞令等の写し又は健康保険等資格喪失証明書
雇用保険の失業給付等の受給終了	雇用保険受給資格者証(1～4面)の写し ※支給終了まで記載されたもの
扶養者の変更	扶養順位協議決定書〔整理番号16〕 健康保険等資格喪失証明書(双方とも組合員の場合は不要)
所得減少(給与所得者)パート・アルバイト等)	雇用及び給与支給(見込)証明書〔整理番号13〕 又は雇用形態及び月毎の収入状況がわかる書類
所得減少(事業・不動産・農業所得者等)	確定申告書及び収支内訳書(青色申告決算書)の写し
組合員の他支部からの転入に伴い被扶養者認定を引き続き受けようとするとき	被扶養者証の写し、資格確認書の写し、マイナポータルにおける「医療保険の資格情報」をプリントアウトしたもの(保存日時が被扶養者申告書の提出日から1か月以内であるものに限る。)のいずれか
組合員の他共済からの転入に伴い被扶養者認定を引き続き受けようとするとき	不要

【取消】

被扶養者の取消要件	主な提出書類
就職	就職先の資格確認書等の写し(※1) 又は辞令、契約書等の写し(就職日の確認できる書類)
結婚(離婚)	婚姻(離婚)届受理証明書又は婚姻(離婚)日の確認できる書類(戸籍抄本等)
死亡	戸籍抄本又は死体埋(火)葬許可証の写し等
扶養者変更	扶養順位協議決定書〔整理番号16〕
別居(同居が要件の者)	住民票謄本
雇用保険受給	雇用保険受給資格者証(1～4面)の写し ※支給開始日が印字されたもの
所得超過(給与収入者(アルバイト等))	雇用及び給与支給証明書〔整理番号13〕又は雇用形態と月毎の収入状況がわかる書類
所得超過(年金受給者)	年金証書、額改定通知書等の写し又は送金案内書の写し(余白に通知書受領日の記入及び対象者の押印)
所得超過(事業所得者)	確定申告書及び収支内訳書の写し
事業所で医療保険制度に加入	資格確認書等の写し(※1)
長寿医療制度(後期高齢者医療制度)加入	75歳になたときは不要 一定の障害認定を受けたときは資格確認書等の写し(※1)

(※1)被扶養者証の写し、資格確認書の写し、マイナポータルにおける「医療保険の資格情報」をプリントアウトしたもの(保存日時が被扶養者申告書の提出日から1か月以内であるものに限る。)のいずれか